

ロ 上記方向性について、検討会においては概ね、以下のような意見が出されたところである。

- ・ 職業体験などの公的事業については赤字でもいいが、それ以外の事業はどのようなことをやっても自由なので、収益を出すこととすべきではないか。
- ・ 収支率5割は非常にハードルが高い。委託期間が短い場合には、なおさら無理ではないか。
- ・ 政策効果についての明確な説明がないと、収支率2割で良いというのは非常に厳しいのではないか。
- ・ 職業体験がキャリア教育として評価されているのは間違いないのであり、政策効果を認めても良いのではないか。

ハ 以上を踏まえて、以下のとおり5年後のあるべき姿として収支率5割を目指す。

○ 職業キャリア教育施策としての職業体験事業については、40余りの職種について本物の職人、本物の材料を使って行うものであり、政策として幅広く学生・生徒の利用を図るため、料金を低廉に抑えると、料金を差し引いても、6億円程度の財政援助が必要となる。(注)

○ 他方、職業体験事業以外のしごと館自体の運営については、運営に必要な人件費、事務所経費、間接部門の経費を含め、6～7億円程度の経費を要する。しかしながら、これらの経費については、企業からの収入を中心に、民の創意工夫の発揮により、自前調達を目指すことも可能。

○ 以上をまとめると、次のように「収支率5割」の水準となる。

- ・ 職業体験事業については、国の施策として、一定の財政援助が必要。
→ 6億円の財政援助
- ・ 職業体験事業を除くしごと館の運営については、自前調達を目標。
→ 6～7億円のコストを自前調達
- ・ 以上をまとめると、約12億円の運営費(支出)を分母として、6億円の自前収入、収支率5割程度という水準となる。

(注) こうした財政的負担の効率性を他の職業キャリア教育施策と比べてみると、

例えば、インターンシップに対する援助は、延べ9.5万人に対し4.7億円であり、一人当たり延べ人日では、5,000円弱かかるのに対し、しごと館における職業体験事業は、年間40万人が利用した場合には、6億円かけたとしても一人当たり2,000円程度であり、政策としてみても非効率なものではない。

さらに、5年後の姿としては、次のとおり施策としての体験事業と館自体の運営を別事業として区別することにより、館のあり方を明確にし、効果的な運営を行う道を考える必要がある。

- 私のしごと館事業の収支のあり方を考えるに当たっては、職業キャリア教育施策である職業体験事業とそれ以外の事業に分けて考えることが必要。
- 前者の職業体験事業については、基本的にコストのかかる事業であり、かつ、職業キャリア教育政策として、低所得者層の子弟を含め、広く生徒・学生の利用を図るため、料金を低廉に抑える必要から、政策面から国の財政的援助（6億円程度）が必要となる。
- 他方、「私のしごと館」自体の運営については、それに係る人件費、事務費、間接部門の経費（約6億円）も含め、基本的に自前で収支均衡を図り、運営することが可能である。
- これまでは、「私のしごと館」のこうした両面が混在した形で交付金の中で運営されてきたために、「赤字垂れ流し」との非難がある一方で、キャリア教育施策としての必要性も強調されてきた。
- したがって、今後、そのあり方については、こうした「私のしごと館の性格を踏まえると、次のように、政策的な面と自前で行う面を分別し別事業としたうえで、それぞれ評価することによって、そのあり方を明確にすることができる。

① 施策としてのキャリア教育（職業体験事業）

- ・ この事業については、上記のとおり、施策として実施するため、収支均衡を図ることは性格上なじまないため、他の施策（例えば、インターンシップ奨励施策）と同様、委託費など国からの財政支援のもとに行う。

② しごと館自体の運営

- ・ しごと館自体の運営については、運営に必要な人件費、事務所経費間接部門の経費を含め、6～7億円程度の経費を要する。しかしながらこれらの経費については、スポンサーシップの確立等を通じ、企業からの収入を中心に自前で調達すべき経費であり、収支均衡を目指し、民の創意工夫を発揮すべきである
- 以上のとおり、しごと館事業のうち、施策的事業としごと館の運営を明確に区分し、別個の事業として組み立て、政策効果や収支目標を明らかにすることが、しごと館運営の適正化につながると思われる

3 委託期間をどのように設定すべきか

(1) 論点についての議論

イ 検討会においては、次のような論点を提示し、議論を行った。

- ① 「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）においては、「運営を包括的に民間に委託し、第三者委員会による外部評価を実施し、その結果を踏まえて、1年以内に存廃を含めその在り方について検討を行う」とされている。
- ② 同計画では、取り組むこととされた事項については、「原則として平成22年度末までに措置する」とされている。
- ③ 「官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項に関する指針」（平成18年12月19日官民競争入札等監理委員会）においては、実施期間について、「創意と工夫をいかして公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現するため、対象公共サービスを実施することとなった者が効率化に向けて設備やスキルの構築への投資を行うことができるように、原則として複数年の期間を設定すること」とされている。
- ④ 指定管理者制度導入により企業に運営を委託している博物館等の受託期間を調べたところ、3～5年であった。
- ⑤ 3年～5年とする根拠については、次のような例がある。

(1年目)	(2年目)	(3年目)	(4年目)	(5年目)
経験蓄積のためのデータ収集・分析	分析結果による方向転換・軌道修正による集客への繋ぎ	軌道に乗り集客の増大・平年度化	修正・一層の改善	修正・一層の改善

← ワンサイクル →

以上を踏まえ、以下の案についてどう考えるか。

- (案1) 6ヶ月 (平20年7月～12月)
- (案2) 1年 (平20年7月～平21年6月)
- (案3) 1年9ヶ月 (平20年7月～平22年3月)
- (案4) 2年 (平20年7月～平22年6月)
- (案5) 2年9ヶ月 (平20年7月～平23年3月)

ロ 上記論点について、検討会においては概ね、以下のような意見が出されたところである。

- ・ 委託期間が半年というのは、設備投資の回収という考え方からもありえない。(多数の委員)
- ・ 指定管理者制度の実態は最低3年となっており、本来それくらいの期間がないと事業は軌道に乗せられないし、評価もできない。
- ・ 3か年委託し、半年たったところで状況確認、という考え方もあるのではないか。

(2) 方向性についての議論

イ 上記を踏まえ、以下のような方向性について議論を行った。

- ① 民間事業者の創意工夫を活かしてサービスの質の維持向上及び経費削減を実現するためには、民間事業者が経験を蓄積・分析し、軌道修正のプロセスを踏んだり、設備やスキル構築への投資を行うことができるような期間が必要であり、委託に当たって、そのために必要な一定の期間を与える必要があるのではないか。検討会においても、こうした点を考慮し、3年以上の期間を設定すべきという意見が大半であった。
- ② 民間受託者が手を挙げる条件としても、こうした点を考慮する必要があるのではないか。
- ③ 一方で、できるだけ早期に検討を行い、結論を得るという行政改革上の要請があり、委託期間の設定に当たっても、こうした必要性に十分留意する必要があるのではないか。
- ④ これらを踏まえ、妥当な委託期間として、どの程度のものを考えるべきか。

ロ 上記の方向性について、検討会においては概ね、以下のような意見が出されたところである。

- ・ 創意工夫をするためには、2、3年の委託期間では無理であり、10年は必要。整理合理化計画で1年以内という足かせがはめられているために民間事業者の自由度が狭められており、本検討会の報告書においては、整理合理化計画が不合理である旨をしっかりと記述すべき。
- ・ 最低5年は委託しないと、民間事業者は安易なコスト削減に走り、サービスの質が低下するのではないか。
- ・ 委託期間は3～5年ないと有効な戦略が打てない。
- ・ 6ヶ月という委託期間はありえない。
- ・ 事業が軌道に乗りそうか否かという判断は、2年で可能と考えることもできるのではないか。

ハ 委託期間については、年末で廃止もあり得ることを前提に6ヶ月というような短期の設定をすることについては、民間が引き受けることは不可能として検討会委員から強い反発があり、3年とすることが大半の委員の意見であったが、行政改革上の要請を踏まえて2年とする。

4 関係機関等のバックアップについて

(1) 論点についての議論

イ 検討会においては、次のような論点を提示し、議論を行った。

① 包括的民間委託の効果を上げるためには、関係機関等がどのようなバックアップをするべきか。

② 現在の関係機関等のバックアップとしては、次の取組が行われている。

i) 厚生労働省関係

文部科学省と連携し、教育委員会等に対して、「私のしごと館」への来館等について依頼

ii) 雇用・能力開発機構関係

都道府県センターにおいて、①未利用校に対する利用の働きかけ、
②利用校に対する事前学習及びアフターフォローサービスを実施

iii) 経済団体、教育界等関係

経済団体、行政機関、教育関係者、学識経験者により構成される支援協議会を設置し、利用促進、集客・顧客満足度・費用対効果を高めるための方策の在り方や関係機関の協力・参画の在り方等について助言・支援を実施

ロ 上記論点について、検討会においては概ね、以下のような意見が出されたところである。

- ・ 民間委託を行った後も、バックアップの現状の取組は維持すべき。施設を維持する方針であればバックアップは必要。
- ・ 受託した企業を守る発言をする必要がある。そうでないと、企業が手を挙げられない。失敗するかもしれないが、チャレンジ精神を見守っていかうという社会的な雰囲気づくりが大切。
- ・ 今後の在り方について、社会の理解が得られるのかがポイント。この会議をこうして公開しているのも、その一環かと思っている。こういったことは、このくらいの負担をしてでもやるべき、という理解が社会的に図られることが重要。

(2) 方向性についての議論

イ 上記を踏まえ、以下のような方向性について、議論を行った。

① 包括的民間委託移行後も、しごと館事業が厚生労働省の施策に基づく事業であることは変わりがないので、従来から行ってきた厚生労働省、雇用・能力開発機構、関係団体等によるバックアップを継続する必要があるのではないか。

② 特に、運営が民間の個別企業となっても、バックアップ機能を充実するための工夫が必要ではないか。

例えば、次のような取組が考えられるのではないか。

- ・ 企業が広告、ブース、テナントを出すなど、しごと館を積極的に活用する方策を考えてはどうか。
- ・ 関西地域の雰囲気作りのために、関西の経済団体との意見交換をしてはどうか。
- ・ 若者支援を行うNPO等との連携方策を考えてはどうか。

ロ 上記方向性について、検討会においては概ね、以下のような意見が出されたところである。

- ・ バックアップをする際には、干渉にならないよう留意すべきではないか。

ハ 以上を踏まえ、以下のとおりとする。

① 包括的民間委託移行後も、しごと館事業が厚生労働省の施策に基づく事業であることは変わりがないので、従来から行ってきた厚生労働省、雇用・能力開発機構、経済団体、教育界等によるバックアップを行う。

② 特に、運営が民間の個別企業となっても、バックアップ機能を充実するための工夫が必要。

例えば、次のような取組が考えられる。

- ・ 企業が広告、ブース、テナントを出すなど、しごと館を積極的に活用する方策
- ・ 関西地域の雰囲気作りのために、関西の経済団体との意見交換
- ・ 若者支援を行うNPO等との連携方策

5 目標設定と評価の考え方

(1) 論点についての議論

イ 検討会においては、次のような論点を提示し、議論を行った。

- ① 1から4までを踏まえ、包括的民間委託に当たって設定する具体的な目標についてどう考えるか。
- ② 収支率の他に、どのような目標が必要となるか。
- ③ 評価については、本年末までに行う評価において、どのような評価を行うべきか。

ロ 上記論点について、検討会においては概ね、以下のような意見が出されたところである。

(目標について)

- ・ アクションプランの内容では不満、というのが閣議決定の背景なのだろうが、これを上回る成果を出す、というのを民間事業者に求めるのは乱暴。民間事業者も、短期間で受託するのか長期で受託するのかではやり方が全く違う。
- ・ 職業キャリア教育の成果が短期間で出てくるはずがない。無理すれば、ただの数字あわせの議論になる。
- ・ 今の段階では、明確な収支の目標は出せないのではないか。

(評価について)

- ・ 指定管理者制度は最低3年となっており、本来それくらいの期間がないと事業は軌道にのせられないし、評価もできない。
- ・ 3か年委託し、半年たったところで、状況確認、という考え方もあるのではないか。

(2) 方向性についての議論

イ 上記を踏まえ、以下のような方向性について議論を行った。

(目標について)

目標は、収支のあり方及び職業キャリア教育としての政策効果の二点が焦点となる。

- ① このうち、収支のあり方については、前述 2 で議論した方向に従うことでよいか。
- ② 職業キャリア教育としての政策効果については、どう考えるか。
これまで、各事業サービス利用者延べ数（平成 18 年度 51 万人）等の客観的な指標によって判断してきており、基本的には、引き続き、これらの指標を目安として、従来レベルを上回ることを一応の目標としてよいか。
また、職業キャリア教育の専門家による評価が重要であることから、少なくとも教員の反応を把握し、高い評価が得られているかどうかを目標としてはどうか。

（評価について）

（イ） 評価のあり方

- ① 評価は、目標を達成できたかをベースに行うことが中心になるが、目標達成状況だけではなく、目標達成のためにどのような問題があり、その問題に対し、どのような工夫・対応を行っているかのプロセスの状況も重要ではないか。
- ② 特に、職業キャリア教育の効果は、意識面・行動面を含め、必ずしも外見上明確な形で現れるとは限らず、また、時間的にもすぐに現れるとは限らないのではないか。
- ③ したがって、職業キャリア教育の効果については、上記のような指標のほかに、職業キャリア教育効果を高めるための受託者側の工夫（主としてソフト面）について、職業キャリア教育の専門家による評価を行うなど、総合的に評価することが重要ではないか。
その例として、例えば、次のような点にも着目して、評価することが考えられるのではないか。
 - ・ 提供するサービスの内容が、対象者の発達段階に応じた効果的なものとなるよう創意工夫ができているか。
 - ・ 提供するサービスの内容が、将来の職業選択や学部・学科選択に資するよう創意工夫ができているか。
 - ・ 職業体験職種の設定に当たっては、近年の労働市場の動向を捉えるよう創意工夫ができているか。

- ・ 関係機関との連携により、職業体験の事前・事後学習のフォローなども含め、効果的なサービスとなるよう創意工夫ができているか。等

(ロ) 当面（平成20年末）の評価

本年末の取りまとめの時点では、

- ① 円滑に業務の引き継ぎを行い、業務に支障が生じていないか。
- ② 以下のような問題点、課題について分析・検討を行っているか或いは行おうとしているかなど委託期間終了時の目標を展望した着実な努力を行っているかどうかをチェックした上で、その結果をもとに存廃を含めた在り方を検討する。

(イ) 収支改善に向けた問題点・課題

(例)

- ・ 企業からの広告収入
- ・ 企業ブース・テナントの設置
- ・ 企業の人材確保・育成施設としての活用
- ・ 支出削減を含めた効率化 等

(ロ) 職業キャリア教育としての効果をも高める上での問題点・課題

(例)

- ・ 提供するサービスの内容が、対象者の発達段階に応じた効果的なものとなっているか。
- ・ 提供するサービスの内容が、将来の職業選択や学部・学科選択に資するようなものとなっているか。
- ・ 職業体験職種の設定に当たっては、近年の労働市場の動向を捉えるようなものとなっているか。
- ・ 関係機関との連携により、職業体験の事前・事後学習のフォローなども含め、効果的なサービスとなっているか。

ロ 上記方向性について、検討会においては概ね、以下のような意見が出されたところである。

(目標について)

- ・ 政策効果についての明確な説明がないと、収支率2割で良いとい

のは非常に厳しいのではないか。

- ・ 職業体験がキャリア教育として評価されているのは間違いのないのあり、政策効果を認めても良いのではないか。

(評価について)

- ・ 年内に評価することが必要ということであれば、民間事業者の取組のプロセスを評価することが適当。
- ・ 年内で結論出すことは乱暴。

ハ 以上を踏まえて、以下のとおりとする。

(目標について)

目標は、収支のあり方及び職業キャリア教育としての政策効果の二点が焦点となる。

- ① このうち、収支のあり方については、前述【収支について】欄参照
- ② 職業キャリア教育としての政策効果については、これまで、各事業サービス利用者延べ数（平成18年度51万人）等の客観的な指標によって判断してきており、基本的には、引き続き、これらの指標を目安として、従来レベルを上回ることを一応の目標とする。
また、職業キャリア教育の専門家による評価が重要であることから、少なくとも教員の反応を把握し、高い評価が得られているかどうかを目標とする。

(評価について)

- ① 評価は、目標を達成できたかをベースに行うことが中心になるが、目標達成状況だけでなく、目標達成のためにどのような問題があり、その問題に対し、どのような工夫・対応を行っているかのプロセスの状況も評価の対象とする。
- ② 職業キャリア教育の効果は、意識面・行動面を含め、必ずしも外形上明確な形で現れるとは限らず、また、時間的にもすぐ現れるとは限らない。
- ③ したがって、職業キャリア教育の効果については、上記のよう指標

のほかに、職業キャリア効果を高めるための受託者側の工夫（主としてソフト面）について、職業キャリア教育の専門家による評価を行うなど、総合的に評価する。

その例として、次のような点にも着目して評価することが考えられる。

(例)

- ・ 提供するサービスの内容が、対象者の発達段階に応じた効果的なものとなるよう創意工夫ができているか
- ・ 提供するサービスの内容が、将来の職業選択や学部・学科選択に資するようなものとなっているか。
- ・ 職業体験職種の設定に当たっては、近年の労働市場の動向を捉えるようなものとなっているか。
- ・ 関係機関との連携により、職業体験の事前・事後学習のフォローなども含め、効果的なサービスとなっているか。

④ 委託後においても、本年末のほか、1年後、2年後と段階を踏んで評価をし、その結果をもとに、存廃を含めた在り方を検討する。

(当面（平成20年末）の評価)

本年末においては、以下の点をチェックした上で、その結果をもとに、存廃を含めた在り方を検討する。

- ・ 収入改善に向けた問題点・課題及び職業キャリア教育としての効果を高める上での問題点・課題について分析を行っているか、あるいは、行おうとしているかなど、委託期間終了時の目標を展望した着実な努力を実施しているか。

Ⅲ 受託企業、関係機関に向けて

- (1) 今回の委託は、私のしごと館を、民間の創意工夫により、将来のあるべき姿に持っていけるかどうかを判断するために行うものである。
- (2) そのためには、民間企業が一般競争入札に積極的に参加してもらうことが必須の条件であり、公募に当たって、次のような環境整備を図る。
- ① 仮にこの委託における目標を達成できなかったとしても、受託企業が責任を問われるものではないことを明確にすること。
 - ② 「しごと館」の運営に係る広報・情報提供、事前・事後の学習などは、厚生労働省、雇用・能力開発機構が中心になり、教育界、経済界等と協力して行い、職業キャリア教育の中で、適切に「しごと館」の運営がなされるよう努めること。
 - ③ 「しごと館」の収支改善へ向け、経済団体の支援のもと、企業等によるブース、テナントの設置を含め、幅広い協力がなされること。
- (3) 上記条件のもと、民間企業が積極的に入札に参加し、創意工夫のもと、その力を如何なく発揮することを期待するとともに、関係機関が一体となって、それを支えることを希望する。